

中小企業者等金融円滑化への取組み ～中小企業の経営の改善

地域金融円滑化のための基本方針

北上信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

①態勢整備を図るため理事会等において決議した事項

- ・本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程等の策定
- ・本部に金融円滑化管理責任者、営業店に金融円滑化管理担当者及び相談窓口担当者等の配置

②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・中小企業相談支援チームを配置し、信用保証協会や中小企業再生支援協議会等との連携により支援に取り組んでおります。

③お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等

- ・毎年度、本部・営業店の融資担当職員を「目利き力養成研修」、「企業再生支援実践講座」などの外部研修に派遣し目利き能力の向上に努めております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談に対応するため、次の相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

受付時間	午前9時から午後3時（月～金）。 なお、電話でのご相談は午後5時まで受付いたします。
営業店	本店 藤根支店 西和賀支店 常盤台支店 大堤支店 北上駅前支店 柳原支店 むらさきの支店 東支店



貸付の条件の変更等の実施状況

■貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔中小企業のお客様向けの貸付け債権〕

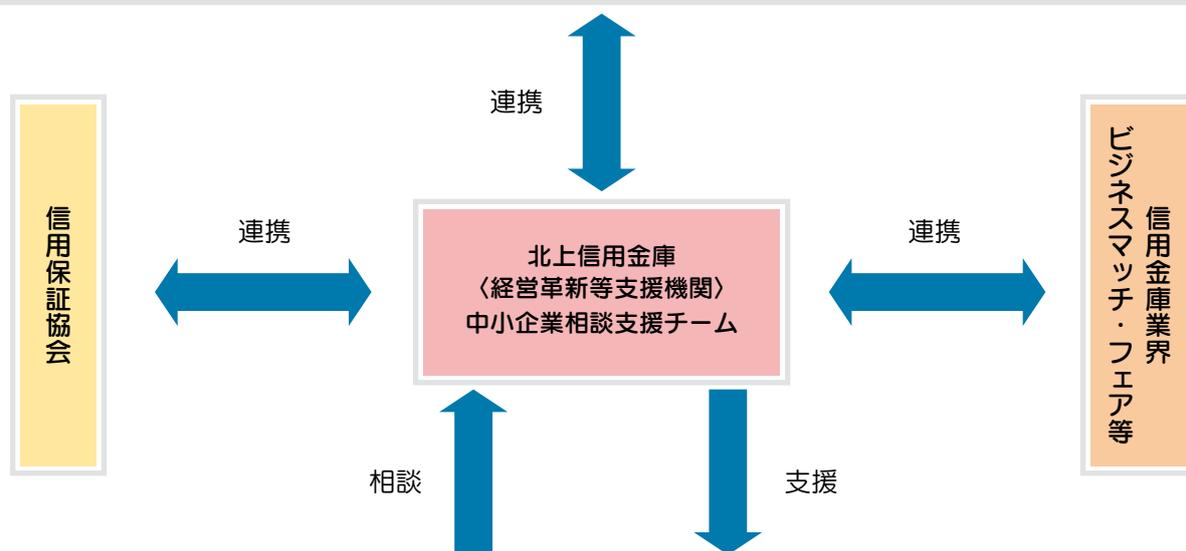
	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,438	1,575
うち、実行に係る貸付債権の数	1,293	1,428
うち、謝絶に係る貸付債権の数	99	99
うち、審査中の貸付債権の数	3	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	43	47

■貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔住宅資金お借入のお客様向け貸付け債権〕

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	52	57
うち、実行に係る貸付債権の数	41	46
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	5
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	6

■金融円滑化に関する当金庫の支援体制

岩手県中小企業再生支援協議会、岩手県産業復興相談センター、認定支援機関、日本政策金融公庫等



中小企業者、小規模事業者、個人事業主（起業・創業、事業拡大、経営改善、事業再生、事業承継、廃業等）

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	平成 29 年度
新規に無担保で融資した件数	520 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	57.7%
保証契約を解除した件数	30 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件